

第 29 回高岡市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 5 年 9 月 5 日（火） 午後 1 時 30 分から 1 時 50 分

2 開催場所 高岡市役所 802 会議室

3 委員定数 19 人

4 出席委員数（17 人）

1 番	山田 正	2 番	尾守 哲
4 番	石王 純子	6 番	村上 祐
7 番	尾崎 輝雄	8 番	竹内 正一
9 番	松之木 義博	10 番	青木 紘
11 番	北川 浩一	12 番	飯沼 清文
13 番	武部 剛	14 番	宮崎 三郎
15 番	市野 良治	16 番	山本 信治
17 番	吉田 彰	18 番	矢後 暁二
19 番	岡島 秋美		

5 欠席委員 3 番 大巻 憲五 5 番 藤森 章一

6 議事日程

議案第 38 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正について

議案第 39 号 農地の権利移動について〔農地法第 3 条許可申請〕

報告第 23 号 市街化区域内の農地転用について〔農地法第 4 条届出〕

報告第 24 号 市街化区域内の権利移動を伴う農地転用について〔農地法第 5 条届出〕

7 農業委員会事務局職員

事務局長	堺 啓央
事務局次長	石黒 伸英
主事	森田 紀子

議

事

議 長

これより、第 29 回高岡市農業委員会総会を開会いたします。

総会開会にあたり、委員定数及び出席者数を報告いたします。委員定数は 19 名、現在の出席委員は 17 名であります。過半数の委員が出席しておりますので、総会が適法に成立していることを報告いたします。

次に、高岡市農業委員会総会会議規則第 8 条の規定により、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員に、6 番 村上委員、8 番 竹内委員を指名します。

議 長

それでは、これより、議案審議に入ります。議案第 38 号を議題とします。内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 38 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正についてご説明いたします。

こちらについては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正の可否を運営委員会に委任し次回総会で報告することについて承認を求めるものでございます。

今回は、法律の改正に伴った一部改正であること、全国的に同様の改正であることを踏まえ、会長と協議したところ、可否決定については 19 日に開催する運営委員会に一任とし、皆様には運営委員会開催までの期間に質問やご意見の期間を設けることにすることになります。

この後、農業水産課より改正の説明をしていただきます。なお、同様のお知らせについては、推進委員にも送付します。内容について分からない点、質問やご意見がありましたら随時農業水産課までご連絡ください。

それでは、今回の改正部分について説明をお願いします。以上 2 件につきましては、地区担当委員の方に通知いたしております。また、許可要件を満たしていると考えられるものでありますので、よろしくご審議をお願いいたします。

農業水産課

農業水産課の関本と申します。

それでは、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてご説明させていただきます。

高岡市では、農業経営基盤の強化を促進するため、効率的かつ安定的に育成すべき農業経営の指標や農業構造の目標を明らかにし、その目標の実現に向けて実施する措置を総合的に講ずるため、農業経営基盤強化促進法に基づく「基本構想」を策定しています。

このたび、国において農業経営基盤強化促進法が改正され、あわせて、富山県の基本方針も変更されたことに伴い、本市でも、それらに即した内容に基本構想を変更するものです。

それでは、変更内容についてご説明いたします。

まず、新旧対照表の 22 ページから 23 ページにかけての部分になりますが、法改正に伴い、「農業を担う者の確保及び育成に関する事項」についての記載が求められておりますので、農業を担う者の確保及び育成に対する市の考え方、就農希望者等の受入体制の確保、関係機関との役割分担・連携の考え方などについての記載を追加しております。

続いて、新旧対照表の 25 ページになりますが、こちらも法改正に伴い、記載が求められている部分となりますが、

②農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項といたしまして、農用地の集団化・集約化に対する考え方や、将来の望ましい農地利用の在り方、また、集積を促進するうえでの関係団体等との連携体制などについて記載しております。

また、3 点目として、新旧対照表の 27 ページになりますが、令和 7 年 3 月までに策定が求められている③地域計画に関する事項といたしまして、地域計画策定における協議の場の設置方法や策定区域の考え方等を記載しております。

続きまして、基本構想から削除した項目について、ご説明いたします。一つ目は、農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）に関する事項についてです。

新旧対照表の 26 ページ下段から 33 ページにかけての部分となります。これまでは、この構想に位置付けられた利用権設定等促進事業により農地の賃借を行うことが出来ましたが、地域計画策定後は、この制度に基づく新規契約や更新ができなくなり、農地中間管理事業や農地法許可、農作業受委託のいずれかに移行いただく必要があります。

そのため、地域計画を策定するまでは、現行制度による利用権設定ができるといった「経過措置」の規定は残しつつ、利用権設定等促進事業に関する規定を丸ごと削除いたします。

続きまして、新旧対照表の 39 ページ右側の真ん中の部分となりますが、
②農地利用集積円滑化事業に関する事項について文言を削除いたします。
これは、令和 2 年 4 月 1 日以降、この農地利用集積円滑化事業は、農地中間
管理事業へ統合されておりますので、関連する文言を削除するものです。

そのほか、細かな文言修正や時点修正は加えておりますが、主だった変更
内容は以上となります。

新旧対照表の変更内容を反映した本体版も配付しておりますので、ご覧く
ださい。

皆様には、本日配付させていただきました、変更（案）に関する資料をご
覧いただきまして、ご質問、ご意見がございましたら、来週 14 日（木）ま
で、農業水産課にご連絡願います。

今回の改正部分の説明は以上となります。

事務局

農業水産課さんありがとうございます。

なお、議案は、農業水産課から説明のあった農業経営基盤の強化の促進に
関する基本的な構想の一部改正の可否審議ではなく、今回提出された改正部
分をご確認いただき、意見や分からない部分については農業水産課へ確認期
間を設けたのち、運営委員会での可否を行ってよいかの審議となります。

このことについてよろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

事務局及び農業水産課の説明が終わりました。
この案件について質疑等ご意見ありませんか。

（なし）

ないようですのでこの案件について、原案どおり承認することとしては如
何か、お諮りします。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、これらの案件については、原案どおり承
認することに決しました。

議 長

次に、議案第 39 号を議題とします。内容について、事務局より説明をお
願います。

事務局

議案第 39 号 農地の権利移動についてご説明いたします。

今回は申請件数で5件、面積にして3,711 m²となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

番号5については、経営面積が0になっていますが、別居の母と兄と一緒に5反ほど農業経営しております。今回は資金の面から受人が取得することとなったため、問題ないものと考えております。

以上5件につきましては、地区担当委員の方に通知いたしております。また、許可要件を満たしていると考ええるものでありますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。
この案件について補足説明や質疑ありませんか。

(なし)

ないようですのでこの案件について、原案どおり承認することとしては如何か、お諮りします。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、これらの案件については、原案どおり承認することに決しました。

議 長

次に、報告第23号から第24号について、一括して報告いたします。
内容について、事務局より説明を行います。

事務局

報告第23号は、市街化区域内の農地転用についてであります。
今回は申請件数で1件、面積にして3.94 m²となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

これについては、地区担当委員の方に概要を通知し、専決処理をいたしております。

続きまして、報告第24号は、市街化区域内の権利移動を伴う農地転用についてであります。

今回は申請件数で25件、面積にして17,517.83 m²となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

申請番号1～4、7～9、12～13、15～19、22～24は、同一案件です。

これらについては、地区担当委員の方に概要を通知し、専決処理をいたしております。

以上で報告の説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。
 この案件について質疑ありませんか。

(なし)

ないようですので報告については承認することといたします。

本日の議案審議は終了いたしました。

以上をもちまして、第29回高岡市農業委員会総会を閉会いたします。

令和5年9月5日

議事録署名

議事録署名